

令和3年度 国民健康保険税改正のお知らせ

広報日高6月号に掲載したとおり、令和3年度の国民健康保険税（国保税）の税率が改正されます。

国民健康保険制度は北海道が主体となって運営され、北海道全体の国保運営に必要な経費を全道各市町村が納付金として納めています。日高町の国保税率では納付金分が不足しているため段階的に国保税率の改正を予定しています。

国保税率改正により国保加入者の皆様のご負担が増えることとなりますが、今後とも国保の運営にご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○国保税率の改正

・令和2年度 保険料

区分	医療分	支援分	介護分	合計
均等割	19,500円	5,500円	6,000円	31,000円
平等割	27,000円	7,500円	6,000円	40,500円
所得割	6.00%	2.40%	1.10%	9.50%
資産割	35.00%	12.00%	3.00%	50.00%

・令和3年度 保険料

区分	医療分	支援分	介護分	合計
均等割	21,000円	7,000円	8,000円	36,000円
平等割	29,000円	8,500円	8,000円	45,500円
所得割	6.60%	2.40%	1.50%	10.50%
資産割	20.00%	4.00%	1.00%	25.00%



比較合計	
均等割（一人）	5,000円増
平等割（一世帯）	5,000円増
所得割	1.00%増
資産割	25%減 (50%→25%)

※ 固定資産税額に応じて計算される「資産割」は、令和6年度に廃止予定としており段階的に減額します。

※ 令和3年度の課税限度額に変更はありません。（医療分63万円、支援分19万円、介護分17万円、合計99万円）

用語解説

医療分（医療給付費分）

病気やけがをしたときの医療給付分として、国保被保険者全員が負担

支援分（後期高齢者支援金分）

後期高齢者医療制度への支援金分として、国保被保険者全員が負担

介護分（介護納付金分）

介護保険制度を支える財源として、40～64歳までの国保被保険者が負担

均等割 世帯の被保険者一人あたりの額

平等割 一世帯あたりの額

所得割 世帯の被保険者の所得に応じて計算

資産割 世帯の固定資産税額に応じて計算

○国保税軽減制度の改正

【軽減制度の対象者の拡大】

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

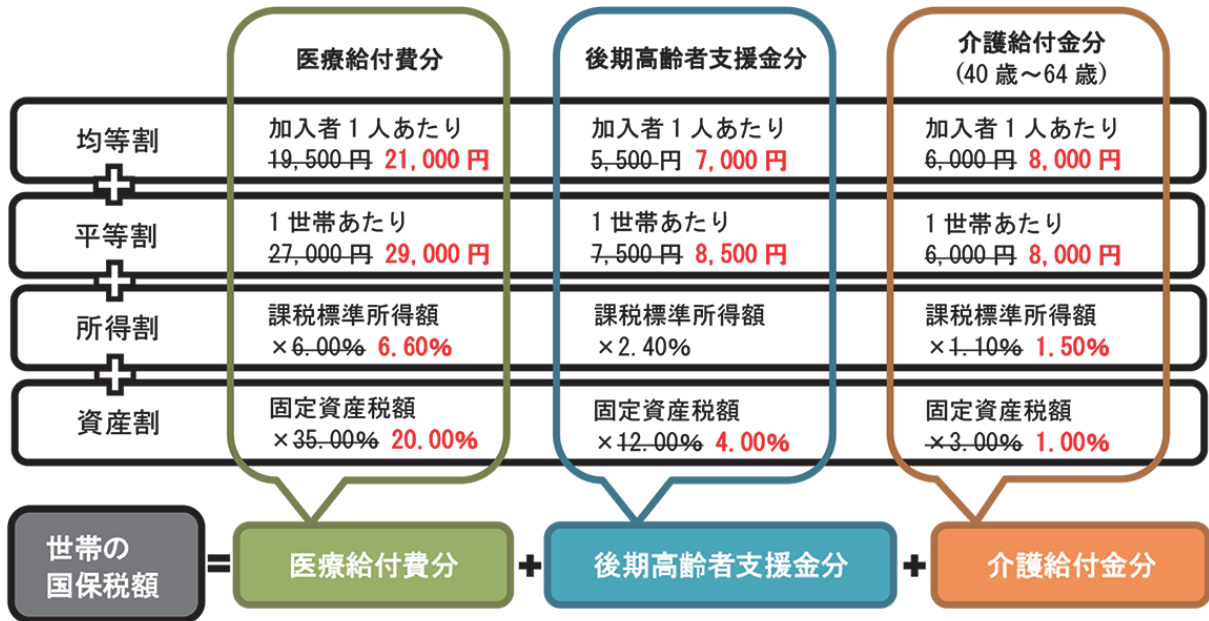
今回の改正では、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにするため、軽減を判断する基準額を見直しました。

軽減の割合	基準額	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円	43万円+10万円×（給与所得者の数-1）
5割軽減	33万円 +28万5千円×被保険者数	43万円+28万5千円×被保険者数 +10万円×（給与所得者の数-1）
2割軽減	33万円 +52万円×被保険者数	43万円+52万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者の数-1）

（次ページに続く）

○国保税の算定方法

国保税は、「医療分」、「支援分」、「介護分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保制度の加入世帯の合計所得、固定資産税額、加入者数などを基に算出します。



○モデル世帯の年間国保税 (試算例)

モデル世帯	固定資産税額	介護分の有無	令和2年度	令和3年度	比較
1人世帯 (68歳単身) 年金収入120万円 (所得10万円)	50,000円	無	41,300円 (均等割7割軽減)	31,600円 (均等割7割軽減)	9,700円減
同上	無	無	17,800円 (均等割7割軽減)	19,600円 (均等割7割軽減)	1,800円増
2人世帯 (68歳夫婦) 世帯主: 年金収入200万円 (所得90万円) 配偶者: 年金収入60万円 (所得0円)	50,000円	無	105,200円 (均等割5割軽減)	101,000円 (均等割5割軽減)	4,200円減
同上	無	無	81,700円 (均等割5割軽減)	89,000円 (均等割5割軽減)	7,300円増
2人世帯 (45歳夫婦) 世帯主: 給与収入400万円 (所得276万円) 配偶者: 収入なし	50,000円	有 (2人)	348,800円	374,500円	25,700円増
同上	無	有 (2人)	323,800円	362,000円	38,200円増
3人世帯 (45歳夫婦、中学生) 世帯主: 年金収入400万円 (所得276万円) 配偶者: 収入なし	50,000円	有 (2人)	373,800円	402,500円	28,700円増
同上	無	有 (2人)	348,800円	390,000円	41,200円増

令和3年度国保税の算定の基礎となる令和2年中収入より、給与収入及び年金収入の所得控除が改正されていることから、表中の所得金額は改正後の所得金額を記載しています。(令和2年度国保税を計算する所得金額は表中記載の金額とは異なります。)

令和3年度の具体的な税額については、7月中旬に発送する国民健康保険税納税通知書にてご確認ください。

【お問い合わせ先】

日高町役場 税務課 課税グループ 電話 01456-2-6184
 日高町役場 住民生活課 保険医療グループ 電話 01456-2-6182